Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年 8月 21日(木) 四国地方整備局 那賀川河川事務所

台風 11 号で発生した流木の一般配布開始

~漂着した流木を小割にして配布~

◇那賀川河川事務所では、8月15日(金)にお知らせしたとおり、台風 11号により上流から流れてきた大量の流木について、8月18日(月) より処理作業を開始しているところです。

(http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/press-release/h26/h260815nakagawaryuubo kuhyoutyaku.pdf)

- ◇漂着した流木のうち、配布可能な流木については、小割し、8月22日 (金)より一般配布を開始します。
- ◇一般配布を行う場所については、別添資料のとおりです。
- ◇今後も、那賀川に漂着している流木については随時配布を行う予定としています。
- ※流木の積み込み作業や引き取り後の使用は、利用者の自己責任でお願いします。

問い合わせ先

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

電話(0884)22-6461

副 所 長 市原 道弘(内線 205)

◎管理課長 池添 好巨(内線 331)

◎主な問い合わせ

流木の配布箇所(那賀川大橋付近高水敷)

【別添資料】





